

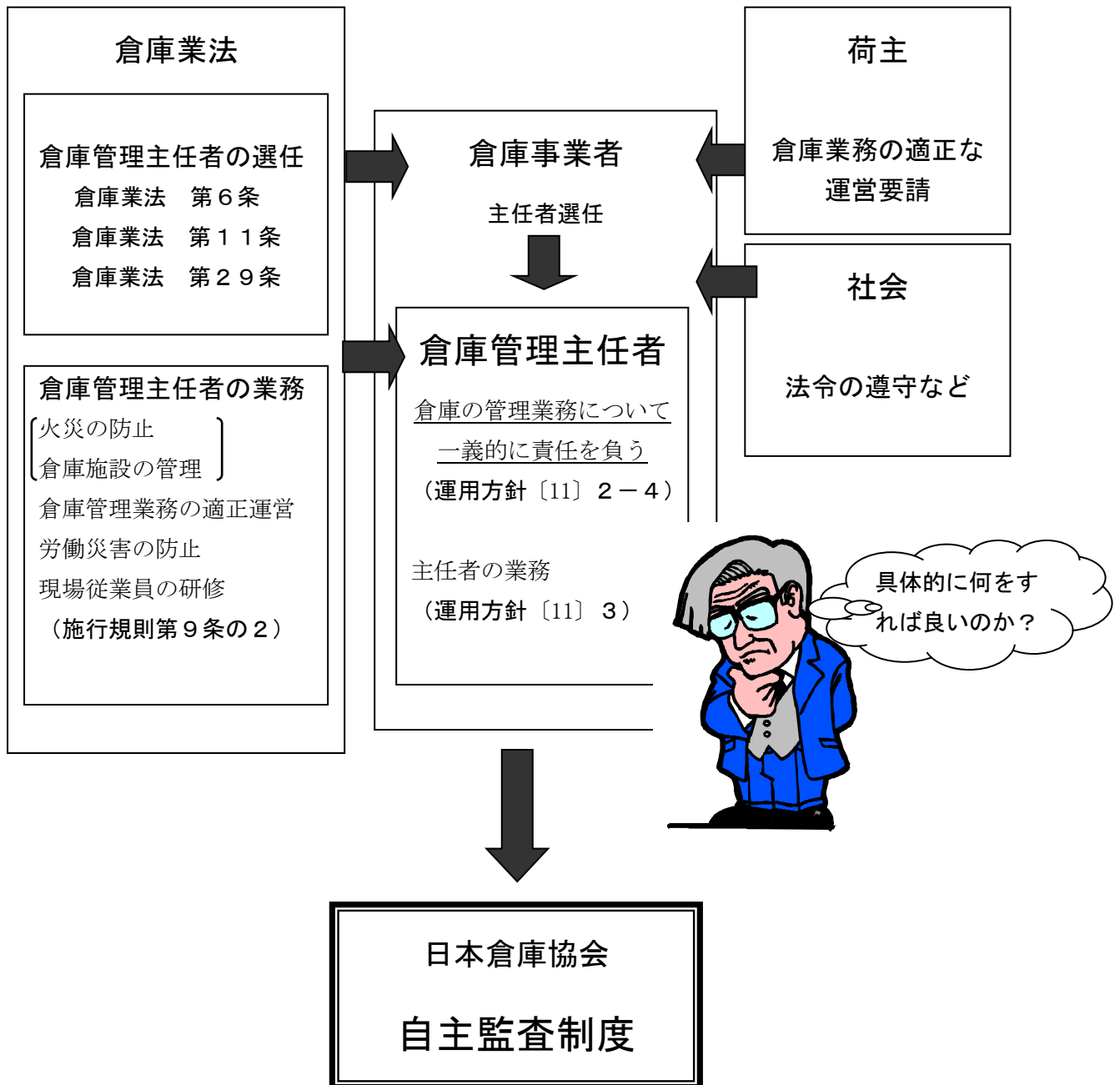
倉庫管理主任者の職務と 自主監査体制の整備について



一般社団法人日本倉庫協会

2020 年 9 月一部改訂

自主監査制度について



【１ページの関連資料】

倉庫業法 第６条

国土交通大臣は、第４条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

（５）第１１条による倉庫管理主任者を確実に選任すると認められないとき。

倉庫業法 第１１条

倉庫業者は、倉庫ごとに、管理すべき倉庫の規模その他の国土交通省令で定める基準に従って、倉庫の適切な管理に必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備える倉庫管理主任者を選任して、倉庫における火災の防止その他の国土交通省令で定める倉庫の管理に関する業務を行わせなければならない。

倉庫業法 第２９条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

３ 第１１条の規定に違反して倉庫管理主任者を選任しなかつた者

倉庫業法施行規則 運用方針

〔11〕 倉庫管理主任者（則第８条～第９条の２）

２－４ その他

倉庫管理主任者は、倉庫の管理業務について一義的に責任を負うものであることから、当該倉庫業者の正社員又はこれと同視できる者であることを要する。

また、非常勤職員等常に倉庫等に所在しているわけではなく、緊急時に十分な対応ができないと認められる者は、これを倉庫管理主任者として選任することができない。

３ 倉庫管理主任者の業務

倉庫管理主任者は、次に掲げる業務を行うものとする（則第９条の２）。

イ 以下に掲げる業務の総括に関すること（則第９条の２第１号）。なお、「総括」とは、(1)～(3)の業務についてマニュアル作成等により一定の方向付けを行うとともに、その方向付けに基づき業務の実施状況の監督を行うことを指す。

(1) 倉庫における火災の防止その他倉庫の施設の管理に関すること。

「倉庫の施設の管理」とは、倉庫の建物に係る日々のメンテナンス業務、火災等の事故予防業務等、倉庫のハード面から行われる管理業務一般を指す。

(2) 倉庫管理業務の適正な運営の確保に関すること。

倉庫における保管、荷役業務の管理等、倉庫のソフト面から行われる管理業務一般を指すが、料金の設定や経営に関する業務等は含まれない。

(3) 労働災害の防止に関すること。

倉庫の荷役業務等に従事する労働者の労働災害防止のために行われる業務一般を指す。

ロ 現場従業員の研修に関すること（則第９条の２第２号）。

イに定める業務の円滑な実施に資するため、現場従業員に対する研修を企画し、実施する業務を指す。

Q 1 倉庫管理主任者制度ができたけれど、法律上の報告義務はないし真面目に取り組む必要があるの？

A 1 倉庫管理主任者は、平成13年まで実施されていた倉庫管理指導員とは異なり、法律上（倉庫業法）明確な位置づけがなされました。
従って、火災、労災などが発生したとき、施設点検の不備による事故や法律違反があった時、貨物管理の不備による事故などが判明したときなど倉庫の管理業務を怠ったとみなされ、倉庫管理主任者がその責任を問われることになります。このように主任者の責務には非常に重いものがあります。



Q 2 主任者の職務の責任の重さは分った。しかし、例えば労災事故などは幾ら気をつけても弾みで起こることも有りうる。
そんなケースでも、倉庫管理主任者が責任を問われることになるのか。

A 2
倉庫管理主任者としての職務を全うし、且つ、その記録などをファイルし残しておくことで、不可抗力である場合責任が軽減されたり、免れることになります。
従業員の教育研修や施設設備の保守点検、業務の適切な運営管理など倉庫管理主任者としての職務は必ず実行しましょう。
日本倉庫協会では、そのために自主監査体制を整備し、主任者の皆様の業務遂行のお手伝いをさせていただいています。各地区の倉庫協会から自主監査の要請が有りますのでご協力下さい。
なお、自主監査結果報告を提出された方には、協会より倉庫監査実施済ステッカー（次ページ）が無償配布されます。



Q 3 では、具体的にはどのようなことを行えばよいのか

A 3

経営者の方は、これから説明する「一般社団法人日本倉庫協会自主監査体制の整備について」のⅥ. 会員事業者の役割に書かれていることを行って下さい。

倉庫管理主任者は、7 ページで説明する「自主監査を行う者の職務」および「倉庫管理主任者マニュアル」P4 の説明を参考に監査を行って下さい。

なお、会員外の方であっても、これに倣い監査体制を敷いて倉庫管理主任者としての業務を遂行して下さい。



倉庫監査実施済みステッカー（見本）
カラー印刷 円形、サイズ直径16cm
毎年度、色と年度を改めて発行

一般社団法人日本倉庫協会自主監査体制の整備について

日本倉庫協会は、国土交通省の通達「自主監査体制の強化について」の廃止に伴い、営業倉庫における火災等の事故防止及び法令遵守の徹底の必要性の観点から、日本倉庫協会独自の「自主監査体制」を以下のとおり整備する。

I. 目的

会員事業者の倉庫の施設及び営業に関する自主的な監査体制を整備することにより、火災防止等倉庫施設の管理、倉庫管理業務の適正な運営の確保及び労働災害の防止並びに法令の遵守に資することを目的とする。

II. 日本倉庫協会の「自主監査体制」の整備等

日本倉庫協会は、「自主監査体制」を整備するとともに、日本倉庫協会、関係地区倉庫協会連合会及び地区倉庫協会並びに会員事業者は、会員事業者が火災防止等倉庫施設の管理、倉庫管理業務の適切な運営の確保及び労働災害の防止並びに法令の遵守等への対応を円滑に推進していくため、それぞれの立場において、その役割を推進していくことに努める。

III. 日本倉庫協会の役割

1. 自主監査体制の整備、指導及び連絡を行う。
2. 地区倉庫協会連合会（地区倉庫協会を含む。）の倉庫管理主任者講習の開催にあたって、講師の派遣等の支援を行う。
3. 倉庫管理主任者講習受講修了者に対し、修了証を発行する。
4. 倉庫の施設及び業務に関する自主監査の方法に関する要領（以下「自主監査要領」という。）で、標準となる要領（以下「標準自主監査要領」という。）を別途定める。
5. 倉庫管理主任者講習受講者で、倉庫管理業務に10年以上従事し、事故の防止等に尽力した者を表彰することができる。

IV. 地区倉庫協会連合会（地区倉庫協会を含む。）の役割

1. 「日本倉庫協会倉庫管理主任者講習実施要領」に基づき、倉庫管理主任者講習会を企画・立案し、年1回以上開催する。
2. 予め、別途定める倉庫管理主任者講習修了証発行依頼書を日本倉庫協会に提出し、講習修了証の発行を依頼する。
3. 倉庫管理主任者講習会終了後、別途定める倉庫管理主任者講習会開催報告書を地方運輸局等及び日本倉庫協会に提出する。
4. 年間監査計画（監査の重点項目を含む。）を策定し、地方運輸局等に提出する。

V. 地区倉庫協会の役割

1. 別途定める倉庫管理主任者講習受講者名簿の管理を行う。
2. 年間監査計画（監査の重点項目を含む。）を会員事業者に周知する。
3. 年1回会員事業者の自主監査結果の概要報告及び倉庫管理主任者名簿を別途定める自主監査結果総括表等に取りまとめ、地方運輸局等に提出する。

VI. 会員事業者の役割

1. 会員事業者は、倉庫の施設及び業務の事故防止に関し、自主監査等を行わせる者に対して、倉庫管理主任者講習の受講等その職務に必要な知識を習得する機会を極力与えるとともに、必要な知識の習得等適切な指導監督を行うよう努めるものとする。
2. 会員事業者は、倉庫管理主任者の指揮監督の下に、倉庫管理主任者講習修了者に自主監査を行わせ、自主監査報告を作成させるよう努めるものとする。
3. 会員事業者は、倉庫管理主任者の選任にあたっては、倉庫管理主任者講習修了者を選任するよう努めるものとする。また、既に、倉庫管理主任者講習未受講者を倉庫管理主任者に選任している場合は、できる限り速やかに同講習を受講させるよう努めるものとする。
4. 会員事業者は、関係地区倉庫協会から周知された年間監査計画（監査の重点項目を含む。）に沿って監査を行う。
5. 会員事業者は、年1回別途定める自主監査結果の概要報告書及び倉庫管理主任者名簿の届出書を関係地区倉庫協会に提出するものとする。
6. 会員事業者は、倉庫の施設及び業務に関する自主監査の方法に関する要領（以下「自主監査要領」という。）を定めるものとする。なお、自主監査要領は、別途定める標準自主監査要領に準じて定めることが望ましい。

VII. 自主監査

自主監査は、自主監査要領に基づき、当該事業所に関し、次の事項について行うものとする。

- ①倉庫施設
- ②保管方法
- ③寄託引き受け等の手続き
- ④帳票・帳簿の整理
- ⑤発券業務等
- ⑥その他倉庫火災等の事故防止及び法令の遵守に関し必要な事項

自主監査を行う者の職務

1. 自主監査を行う者は、次に掲げる事項に関し監査を行い、改善を要するものについては必要な指導を行う。

- ①倉庫施設
- ②保管方法
- ③寄託引受け等の手続
- ④帳票・帳簿の整理
- ⑤発券業務等
- ⑥その他倉庫火災等の事故防止及び法令の遵守に関し必要な事項

2. 自主監査を行う者は、前項の監査結果を速やかに責任者に報告する。

3. 具体的な監査方法

倉庫管理主任者マニュアルの38ページ以降に監査表が綴られているので、これをもとに自社の業務に合わせ監査を行う。監査票は自社向けにアレンジして良い。

※倉庫管理主任者マニュアル

倉庫管理主任者が業務を遂行するため、何をなすべきかを解説した冊子
下記ウェブサイトから入手できる

日本倉庫協会のウェブサイト：

<https://www.nissokyo.or.jp/>

国土交通省のウェブサイト：

<https://www.mlit.go.jp/>

倉庫業法：

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>